



宿 舎 / 会計のとびら



宿舎とは？

- ▼ 宿舎の定義と位置付け
- ▼ 宿舎の維持管理機関
- ▼ 宿舎の規格

宿舎に入ったら

- ▼ 宿舎の使用上の義務
- ▼ 共用部分の維持管理
- ▼ 宿舎の明渡し
- ▼ 原状回復及び軽微修繕

こんなときは？

- ▼ 宿舎の貸与を受けるとき
- ▼ 駐車場の貸与を受けるとき
- ▼ 居住者の変更があったとき
- ▼ 自動車の車種等に変更があったとき
- ▼ 宿舎を退去したいとき
- ▼ 駐車場の使用を廃止したいとき



宿舎とは？

△ 宿舎の定義と位置付け

国家公務員宿舎法第2条第3号により、宿舎は「職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため国が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（共同浴場、簡易な児童遊園その他政令で定める共同施設を含む。）をいい、これらの用に供する土地を含むもの」と定義されています。

また、同法第1条には「...国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。」と定められ、宿舎は福利厚生目的ではなく、あくまでも職務遂行に必要なものとの位置付けとなっています。

△ 宿舎の維持管理機関

裁判所職員が貸与を受ける宿舎には、裁判所が維持管理する**省庁別宿舎**と、財務局等が維持管理する**合同宿舎**の2種類があります。省庁別宿舎は原則として裁判所職員のみに貸与されますが、合同宿舎は裁判所職員のほか、他省庁の職員にも貸与されます。

△ 宿舎の規格

宿舎の各戸ごとに、部屋の延べ面積に応じて以下の表のとおり規格が分類されています（国家公務員宿舎法施行規則第6条第2項）。

延べ面積	規格
25㎡未満	a
25㎡以上 55㎡未満	b
55㎡以上 70㎡未満	c
70㎡以上 80㎡未満	d
80㎡以上	e

※ 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条第1号に規定する地域及び同条第2号に規定する区域における宿舎については、延べ面積に7㎡を加算する。

入居できる宿舍の規格は、貸与を受ける職員の職務の級に応じて決定されます。ただし、同居者を3人以上有する場合や、必要があると認められる場合は、貸与できる規格が緩和されることがあります（国家公務員宿舍法施行規則第11条）。

宿舍に入ったら

◇ 宿舍の使用上の義務

国家公務員宿舍法第16条では、以下のとおり宿舍使用上の義務が定められています。

- 1 善良なる管理者の注意義務
- 2 転貸及び居住用以外の用に供することの禁止
- 3 改造、模様替その他工事の承認申請義務
- 4 滅失、損傷、汚損時の原状回復又は損害賠償義務

◇ 共用部分の維持管理

宿舍の共用部分に係る光熱水料や植栽の維持管理費用、宿舍の共用部分に係る清掃及び草刈に要する費用は、すべて被貸与者の共同負担となっています（平成15年6月6日財理第2212号財務省理財局長通達「[国家公務員宿舍に係る原状回復等の取扱いについて](#)」下記2）。それらの費用は、国が徴収する宿舍の使用料とは別の「共益費」で賄うことになります。

◇ 宿舍の明渡し

宿舍の被貸与者が転任等の事由により宿舍に居住する資格を喪失した場合は、その該当することとなった日から20日以内に宿舍を明け渡さなければなりません。ただし、相当の事由がある場合には、維持管理機関の指定する期間、引き続き宿舍を使用することができます（国家公務員宿舍法第18条）。

◇ 原状回復及び軽微修繕

宿舍の被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舍を損傷等したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならないとされています（国家公務員宿舍法第16条第3項）。また、被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舍が損傷等した場合には、その損傷等が軽微である場合には修繕に要する費用を国は負担しないとされています（同法第17条第2項）。これらの運用方針は、平成15年6月6日財理第2212号財務省理財局長通達「[国家公務員宿舍に係る原状回復等の取扱いについて](#)」に定められています。また、裁判所が維持管理する省庁別宿舍に関する運用については、平成29年3月2日経総第195号経理局長通達「[裁判所が維持及び管理を行う宿舍に関する原状回復等の運用について](#)」に定められています。

こんなときは？

このセクションでは、宿舍に関する各種手続を知っていただく手がかりとするため、財務省通達に基づく一般的な書式のうち主なものを紹介しています。維持管理機関により取扱いが異なりますので、実際の申請にあたっては、必要な手続につき所属庁の宿舍担当部署にお問い合わせください。

◇ 宿舍の貸与を受けるとき

宿舍の貸与を希望する場合、「[宿舍貸与申請書](#)」を【所属の宿舍事務担当者】に提出します。

◇ 駐車場の貸与を受けるとき

駐車場（自動車の保管場所）の貸与を希望する場合、「[宿舍（自動車の保管場所）貸与申請書](#)」を【所属の宿舍事務担当者】及び【宿舍の管理人】に提出します。合同宿舍の場合、申請書に加え、宿舍の管理人から交付される「[自動車保管場所貸与承認整理簿](#)」の写しを【所属の宿舍事務担当者】に提出します。

宿舍貸与申請書

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

自動車保管場所貸与承認管理簿

被貸与者の同居者について出生等により変更があった場合、被貸与者の婚姻により世帯・独身等の別が世帯に変更となった場合又はその他の変更が生じた場合には、「居住者（変更）届」を【所属の宿舎事務担当者】に提出します。

居住者（変更）届

自動車の保管場所の貸与を受けている場合で、自動車の社名・車種名・登録番号等に変更が生じたときは、「**宿舎（自動車の保管場所）貸与申請変更届出書**」を〔所属の宿舎事務担当者〕及び〔宿舎の管理人〕に提出します。

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請変更
届出書

宿舎を退去又は駐車場（自動車の保管場所）の使用を廃止したいときは、「**宿舎退去届・自動車の保管場所使用廃止届**」を【所属の宿舎事務担当者】及び【宿舎の管理人】に提出します。

宿舎退去届・自動車の保管場所使用廃止届



